届け出、忘れていませんか？

届け出を忘れていると、その間は国民年金の掛け金は未納期間となってしまいます。

２０歳以上６０歳未満のすべての人は、国民年金加入者です。国民年金は３つの種別に分かれていて、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わった場合は、その度に手続きが必要です。

未納期間になると、年金を受けられなくなったり、減額されたりしますので忘れずに手続きしましょう！

【届け出が必要な例】

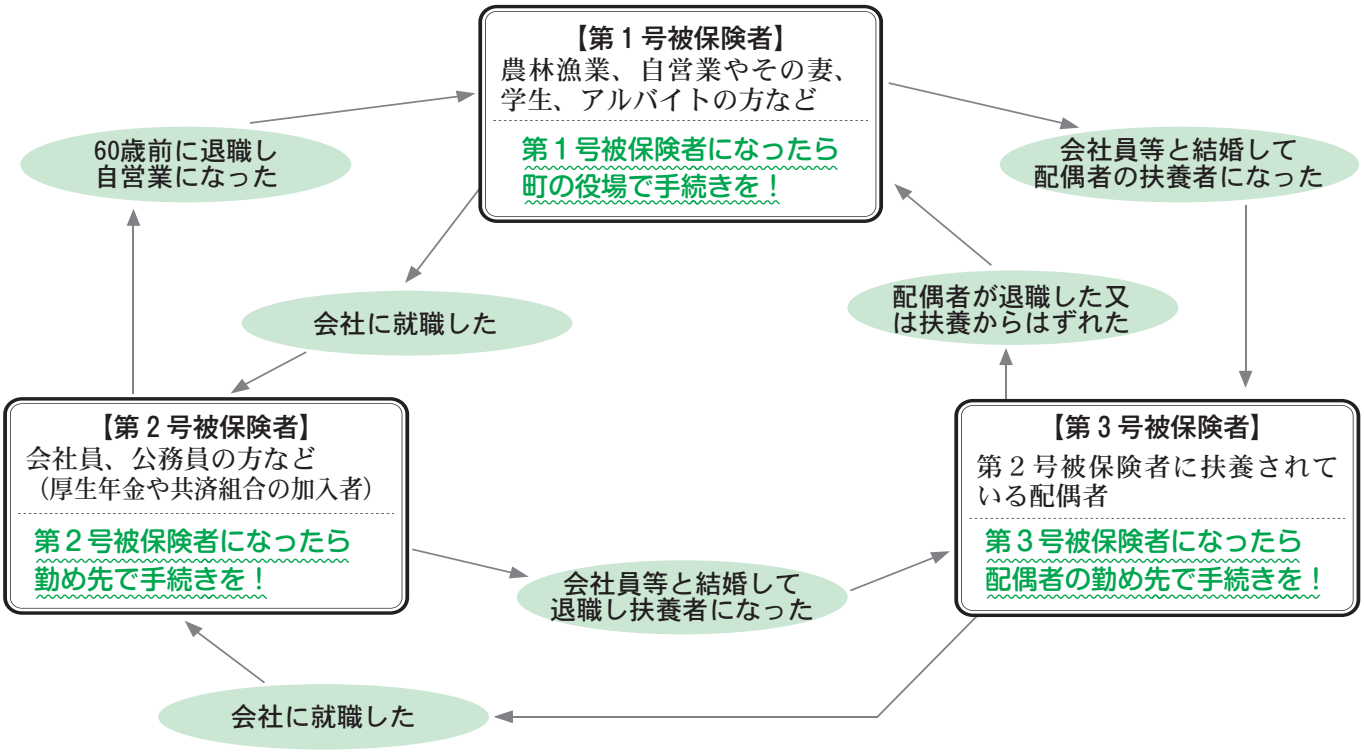

このような異動があったときには、忘れずに届け出をしましょう！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	・町民課戸籍医療年金係　（ＴＥＬ　２－２４５３） ・函館年金事務所　国民年金課　（ＴＥＬ　０１３８－３１－９０８６）

〈有料広告〉

司法書士法人 やまびこ事務所 長万部事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

01377-6-7444

司法書士・行政書士 青沼千鶴

長万部町字長万部15番地61